

公益社団法人 日本青年会議所
北海道地区協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、公益社団法人日本青年会議所（以下「本会」という）北海道（運営規則別表に定める）地区協議会（以下「本協議会」という）と称する。

(構成)

第2条 本協議会は、当該地区内のブロック協議会に所属する会員会議所と本協議会役員、出向者をもって構成する。

(事務所)

第3条 本協議会は、事務所を会長所属の会員会議所内に置く。ただし、特に必要がある場合は、他に事務所を置くことができる。

(目的)

第4条 本協議会は、本会の定款で定める目的達成の為、当該地区内ブロック協議会の意見を総合調整し、青年会議所運動の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本協議会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 当該地区内に所在するブロック協議会に関する情報交換及び連絡調整
- (2) 本会の目的達成のために必要な事項に関し審議し、本協議会に所属する会員会議所の代表として、本会理事会（以下「理事会」という）に対する議案提出並びに意見具申
- (3) 本会の委員会、理事会とブロック協議会の情報交換及び運動の展開
- (4) 地区内において会員会議所を新設し、本会へ入会を希望するものの審査。また、地区内における会員会議所の統廃合、名称変更に対する審査
- (5) 本会の政策に基づく広域政策の策定と広域運動の推進
- (6) 地区内において、地域の特性にあった広域政策の策定と広域運動の展開
- (7) その他、本協議会の目的の達成に必要な事業

第2章 役員

(役員)

第6条 本協議会の役員は、次の通りとする。

会長	1人
直前会長	1人
副会長	14人以内
運営専務	1人

室長	6人以内
議長・委員長	18人以内（特別委員会担当を含む）
事務局長	1人
監査担当役員	2人以上4人以内
内部会計監査人	1人

2 本協議会は、前項に定めるもののほか、役員として3人以内の顧問を置くことができる。

3 役員の数第1項及び第2項以外には定めないものとする。

4 本協議会の役員は、本協議会を構成する会員会議所の正会員でなければならない。ただし、直前会長はこの限りではない。

5 会長は、第10条により次年度会長が選出された後、ただちに次年度役員の数について、地区協議会役員会議に上程し承認を得る。

（役員を選任及び解任）

第7条 会長は、本会において本地区を担当する常任理事が就任する。

2 直前会長は、前年度の会長が就任する。

3 地区内ブロック協議会会長は職務権限を有するブロック協議会を担当する副会長に就任する。

4 第3項以外の副会長はこれを会長が指名し就任する。

5 運営専務、議長・委員長及び事務局長は、会長が指名し就任する。

6 監査担当役員は、役員会議において選任する。

7 内部会計監査人は、役員会議において選任する。ただし、監事の推薦により理事会の承認を得なければならない。

8 会長は、本会の総会において地区担当常任理事を解任されると同時に解任される。

9 会長を除くその他の役員は、役員会議の決議により解任される。ただし、内部会計監査人については、理事会の承認を得なければならない。

10 顧問を置く場合は、役員会議において選任する。

（役員職務）

第8条 会長は、本会定款（以下「定款」という）及び運営規則に基づき、次の職務を行う。

- (1) 本協議会を代表して業務を執行する。
- (2) 地区内会員会議所会議及び役員会議の運営にあたる。
- (3) 地区内会員会議所への訪問
- (4) 本協議会の当該年度の予算及び事業計画の立案と、実施した結果の報告
- (5) 地区内新設会員会議所の入会審査結果の会頭への報告。また、地区内における会員会議所の統廃合、名称変更に対する審査の会頭への報告
- (6) 地区内に所在するブロック協議会に関し管理責任と指導権限をもつ。

- 2 直前会長は、当該年度の事業報告及び会計報告を行うほか、会議において意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 運営専務は、会長及び副会長を補佐し、会務を統轄する。
- 5 室長は、議長、委員長及び諸会議を掌握し、本協議会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
- 6 議長・委員長は、第16条の規定による委員会を主宰し、本協議会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
- 7 事務局長は、運営専務を補佐し、会務を処理するとともに事務局を統轄する。
- 8 監査担当役員は、本会監事の指導に従い、業務の執行及び会計の状況を監査するほか、本協議会の諸会議において意見を述べなければならない。ただし、議決権を有しない。
- 9 内部会計監査人は、本会内部会計監査人グループの委員を兼務するとともに、監査担当役員を補佐し、地区協議会の業務執行及び会計状況の監査補助にあたるほか、本協議会の諸会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。
- 10 内部会計監査人は、地区内の各ブロック協議会の諸会議に出席し、意見を述べることができる。
- 11 顧問は、本協議会の諸会議において意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

(役員任期)

第9条 役員任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとする。

- 2 任期中に欠員が生じた場合は、直前会長を除き補充選出をすることができる。
- 3 前項によって選出された者の任期は、前任者の残存期間とする。

(地区担当常任理事候補者の推薦)

第10条 本協議会は、地区内に所在する会員会議所により定款第43条の議決権を基準として、次年度の本会地区担当常任理事候補者1人を選出し、次年度会頭内定日から7月16日までに、本会会頭に推薦する。

第3章 会議

(地区内会員会議所会議)

第11条 本協議会は、地区内会員会議所会議を設置する。

- 2 前項の会議(以下、本会議とする)は、地区内会員会議所理事長をもって構成する。
- 3 第6条の役員は、本会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 本会議は、第10条に定める事項のほか、役員会議もしくは会長が必要とする事項を協議する。
- 5 本会議は、別に定めるほか、次の事項を議決する。

- (1) 諸規程の制定及び変更
 - (2) 付加金基準の決定及び変更
 - (3) 年間事業計画及び年間収支予算の決定及び変更
 - (4) 年間事業報告及び年間会計報告の承認
 - (5) 地区内において会員会議所を新設し、本会へ入会を希望するものの審査。また、地区内における会員会議所の統廃合、名称変更に対する審査
 - (6) その他、本協議会の運営に関する重要な事項
- 6 本会議は前項に定めるほか地区内ブロック協議会が上程する次の事項を審議決定する。

- (1) 地区内ブロック協議会の運営規程の制定
 - (2) 地区内ブロック協議会の事業計画及び収支予算の決定及び変更
 - (3) 地区内ブロック協議会の事業報告及び会計報告
 - (4) その他、ブロック協議会の運営に関する重要な事項
- (開催、招集)

第12条 地区内会員会議所会議は、定例地区内会員会議所会議（以下「定例会議」という）と臨時地区内会員会議所会議（以下「臨時会議」という）とし、会長がこれを招集する。

2 定例会議は、毎年2回以上開催する。

3 臨時会議は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 3分の1以上の会員会議所より招集の請求がなされたとき
- (3) 監査担当役員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

4 前項第2号及び第3号の規定による臨時会議は、その請求を受けた日より30日以内に、会長は招集の手続きをしなければならない。

(議長)

第13条 地区内会員会議所会議の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

2 前条第3項第3号に基づく臨時会議を開催した場合は、出席会員会議所の正会員のうちから議長を選出する。

(議決)

第14条 地区内会員会議所会議の議決権数は、会員会議所各1個とする。ただし、第10条に定める事項については、この限りではない。

2 地区内会員会議所会議は、地区内会員会議所の過半数の出席をもって成立し、その議事は別に定めるほか、出席会員会議所の過半数をもって決する。

3 会員会議所の理事長は、委任状により、当該会員会議所の正会員を代理人として地区内会員会議所会議に出席させ、議決権を行使することができる。

(役員会議)

第15条 本協議会は、役員をもって構成する役員会議を設置し、会長がこれを召集する。

2 第5条（1）、（2）、（3）、（5）項の事業を達成するための定例役員会議を毎年8回以上開催する。

3 臨時役員会議は、次に掲げる場合に会長が招集する。

（1）会長が必要と認めたとき

（2）過半数の議決権を有する役員より招集の請求がなされたとき

4 役員会議の議長は、会長又は会長の指名した者がこれにあたる。

5 役員会議は、別に定めるほか次の事項を審議する。

（1）地区内会員会議所会議の議決した事項の執行に関する事

（2）地区内会員会議所会議の招集に関する事項

（3）その他、地区内会員会議所会議の議決を要しない会務の執行に関する事項

（4）地区内ブロック協議会の運営規程の変更

（5）地区内ブロック協議会の付加金基準の決定及び変更

6 役員会議は、地区内会員会議所会議で議決が必要な次の事項を審議し地区内会員会議所会議に上程する。

（1）諸規程の制定及び変更

（2）付加金基準の決定及び変更

（3）事業計画及び収支予算の決定及び変更

（4）事業報告及び会計報告の承認

（5）地区内において青年会議所を新設し、本会へ入会を希望するものの審査

（6）地区内ブロック協議会の運営規程の制定

（7）地区内ブロック協議会の年間事業計画及び年間収支予算の決定及び変更

（8）地区内ブロック協議会の年間事業報告及び年間会計報告

（9）その他、本協議会の運営に関する重要な事項

7 役員会議は、議決権を有する役員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席した議決権を有する役員過半数をもって決する。

8 役員は、他の者に役員会議への出席及び議決権の行使を、委任することができない。

（委員会及び特別委員会）

第16条 本協議会は、その運営のために必要な委員会を地区内会員会議所会議の議決を経て設置することができる。

2 本協議会は、広域運動を展開するために必要な特別委員会を地区内会員会議所会議の議決を経て設置することができる。

3 前項の委員会を設置するときは、事業並びに委員会の継続年数をあらかじめ設定しておかなければならない。ただし、継続年数は地区内会員会議所会議の議決を経て、これを変更することができる。

(事業計画等承認)

第17条 本協議会の事業計画並びに事業報告は、理事会の承認を得なければならない。

(会計)

第18条 本協議会の会計については、公益法人会計に準拠した運営を行い、その予算及び決算は理事会に報告し、承認を得なければならない。

2 本協議会の経費は、次の収入をもってこれに充てる

- (1) 本会からの補助金
- (2) 地区内ブロック協議会からの付加金
- (3) 地区内会員会議所からの付加金
- (4) その他の収入

3 前項第2号、第3号に定める付加金の徴収は本会が行う。

4 付加金は、毎年2月末日までに納入するものとする。

(財政特別委員会)

第19条 本協議会は、会計及び特別会計の予算決算の審査並びに財政に関する中長期的検討を目的として、財政特別委員会を設置する。

2 地区内に所在するブロック協議会の財政局長は、財政特別委員会の委員となる。

(事業年度)

第20条 本協議会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第4章 会則の変更

(会則の変更)

第21条 本会の会則の変更は、理事会が行い地区協議会においてはこれを変更することができない。

(運営規程の制定、変更)

第22条 本協議会の目的を達成するため及び運営の円滑化を図るために運営規程を制定することができる。

2 本協議会の運営規程の制定及び変更は、本会担当委員会との協議の上、地区内会員会議所会議において出席会員会議所の3分の2以上の多数によって議決され、地区協議会より理事会に上程し、承認を経た後、これを制定及び変更する。

(諸規程の制定、変更)

第23条 前条以外の諸規程の制定もしくは変更を行った場合は、その結果を本会担当委員会及び理事会に報告しなければならない。

第5章 補則

(補則)

第24条 本会則に定めのない事項については、本会の定款、規則、規程及び細則を準用

することとし、準用すべき規定がない場合は、役員会議において議決するものとする。

附 則

この会則の変更規定は、令和3年1月22日より施行する。

平成16年 9月18日 制定

平成17年12月 3日 改正

平成20年10月 2日 改正

平成21年 1月 1日 改正

平成22年 6月19日 改正

平成22年10月16日 改正

平成30年11月17日 改正

令和 3年 1月22日 改正